

# 国立看護大学校研修棟宿泊施設規程

## (目的)

第1条 この規程は、国立看護大学校研修棟宿泊施設（以下「宿泊施設」という）の管理運営に関して必要な事項を定める。

## (資格)

第2条 宿泊施設は、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人国立病院機構及び国立ハンセン病療養所の職員であって国立看護大学校において実施する研修を受講する者並びに国立看護大学校長（以下「大学校長」という）が本校の教育・研究上特に必要であるとして許可した者でなければ、これを利用することができない。

## (宿泊申請)

第3条 前条に該当する者が宿泊を希望するときは、様式(1)による「宿泊申請書」を大学校長あて提出しなければならない。

## (宿泊の承認)

第4条 大学校長は、宿泊を認めるときは、当該申請者に対し、様式(2)による「宿泊承認書」を交付する。

## (義務)

第5条 宿泊者は、この規程を遵守するとともに、宿泊施設管理運営上の妨げとならないようにしなければならない。

## (承認の取消)

第6条 大学校長は、宿泊者が前条に違反したときは、承認期間中であっても承認を取り消し、退去を命ずることができる。

## (費用)

第7条 宿泊者は、寝具リース料及び光熱水料を負担しなければならない。

## (弁償)

第8条 宿泊者は、本人の責に帰する理由によって宿泊施設の設備、備品等を損傷汚損し、宿泊施設に損害を生じさせたときは、その修復に要する費用を負担しなければならない。

## (雑則)

第9条 この規程に定める事項の細部については、別に定めるものとする。

## 附則

平成13年10月1日より施行する。

平成22年4月1日 一部改正